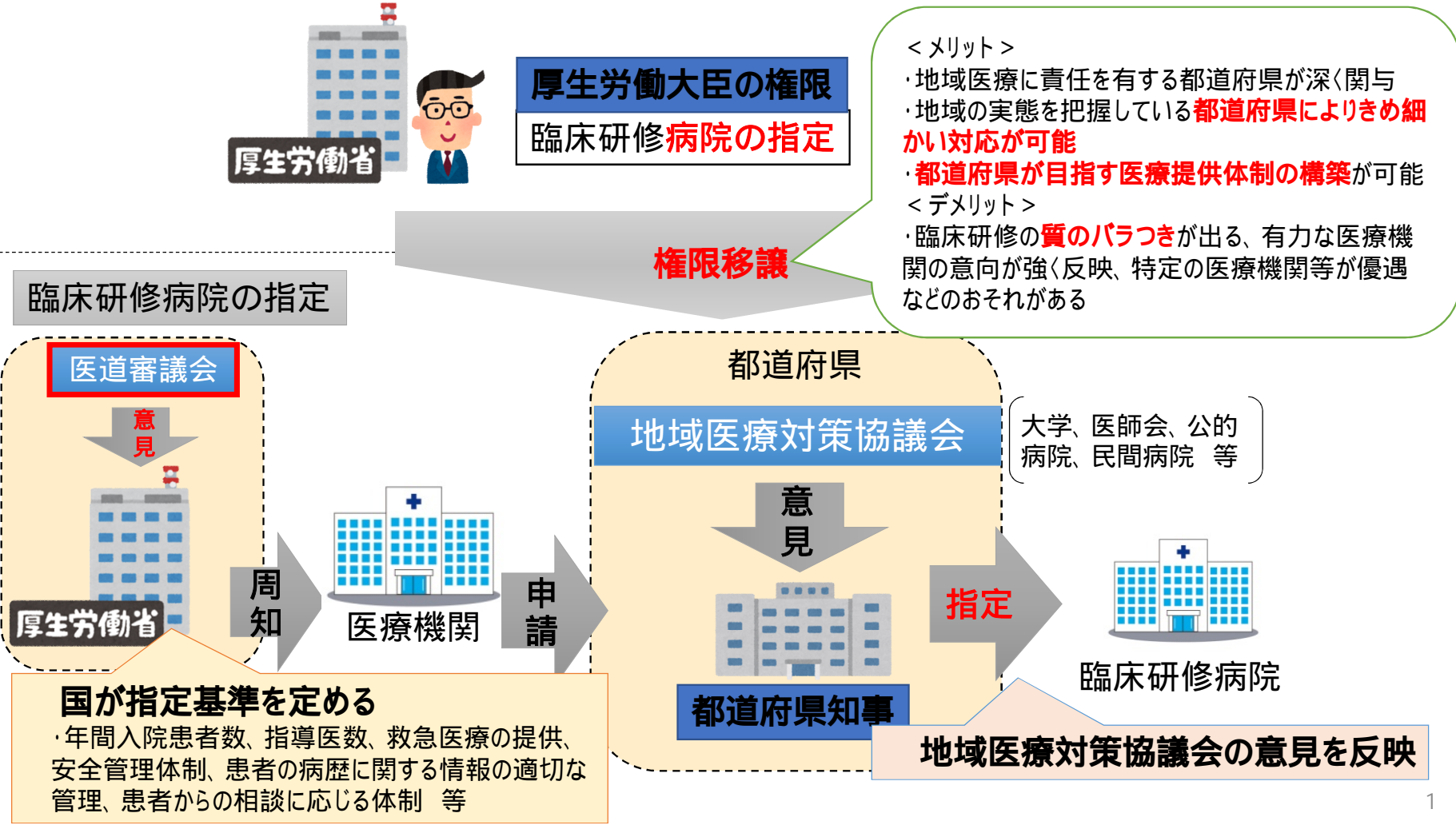


臨床研修にかかる都道府県知事の権限について (臨床研修病院の指定)

都道府県が格差是正を進めていくために、国が一定の基準等を示した上で、地域医療対策協議会の意見を聴き、**臨床研修病院の指定を都道府県が行う仕組みを構築**すべき。



臨床研修病院の募集定員設定について

これまで、国が臨床研修病院ごとの定員を定めていたが、今後、国は都道府県ごとの定員を定め、都道府県が病院ごとの定員を定めることにより、地方の研修医が増加する等のメリットがある。

都道府県が定員を定める際、あらかじめ厚生労働省に情報提供する仕組みを法定。

公私にかかわらず地域医療への配慮がなされるよう、都道府県が定員を定める際は地対協の意見を聴くことを法定化。

都道府県間の定員調整

募集定員枠の全国的な圧縮(募集定員倍率の圧縮)

→定員充足している都市部の研修医数が減少

➡**地域の定員数が増加**

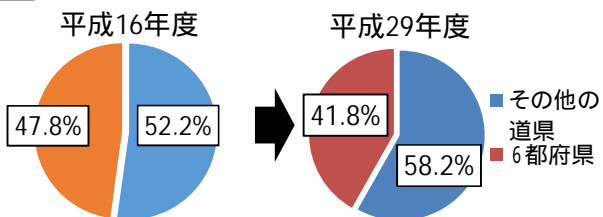
募集定員倍率(実績と予定)

16年度 1.31倍

29年度 1.16倍

37年度 1.05倍

研修医の採用数の変化(実績)



6都府県: 東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、福岡県

募集定員倍率の圧縮

定員算定方法の変更

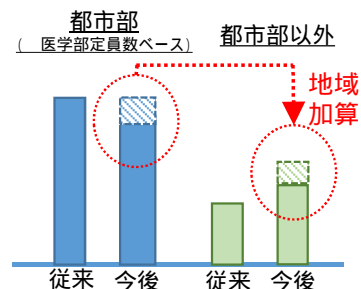
従来

都道府県人口又は 医学部定員数 をベース
→ 医学部定員数の多い都府県(東京等) が有利

今後

医学部定員数をベースとした臨床研修医定員を圧縮
→圧縮分を地域に加算

➡**地域の定員数が増加**



都道府県内の定員調整

国による募集定員の設定(現行)

県内病院(例)



A病院 (都市部)
定員 20
マッチ者数 17



B病院 (地方部)
定員 2
マッチ者数 2

実情にあった定員数の設定

地域で働きたい医学生がマッチできない



都道府県による募集定員の設定

県内病院(例)



A病院 (都市部)
定員 17(↓)
マッチ者数 17



B病院(地方部)
定員 5(↑)
マッチ者数 4(↑)

地域の研修医が増加



改正の趣旨

今般、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により、臨床研修病院の指定権限及び募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲されたこと等に伴い、施行通知の一部を改正するもの。

改正の概要

1. 国から都道府県へ臨床研修病院の指定権限の移譲(通知第2の5)

都道府県知事は、通知第2の5に掲げられた指定基準に適合していると認める時でなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならない。

2. 臨床研修病院に対する実地調査等(通知第2の17)

都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が指定基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地調査等ができる。

3. 国から都道府県へ臨床研修病院の募集定員の設定権限の移譲

都道府県知事は、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、臨床研修病院ごとの定員を定める。
(通知第2の23)

都道府県知事は、当該定員を臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに臨床研修病院に通知しなければならない。
(通知第2の24)

4. 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等(通知第5)

医師法第1条の2の規定に基づき、国、都道府県、病院の管理者は、臨床研修の実施に関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

都道府県は、臨床研修省令に規定される都道府県の臨床研修に関する事務を適正に実施するため、管轄する地方厚生局に必要な助言、協力等を要請することができる。

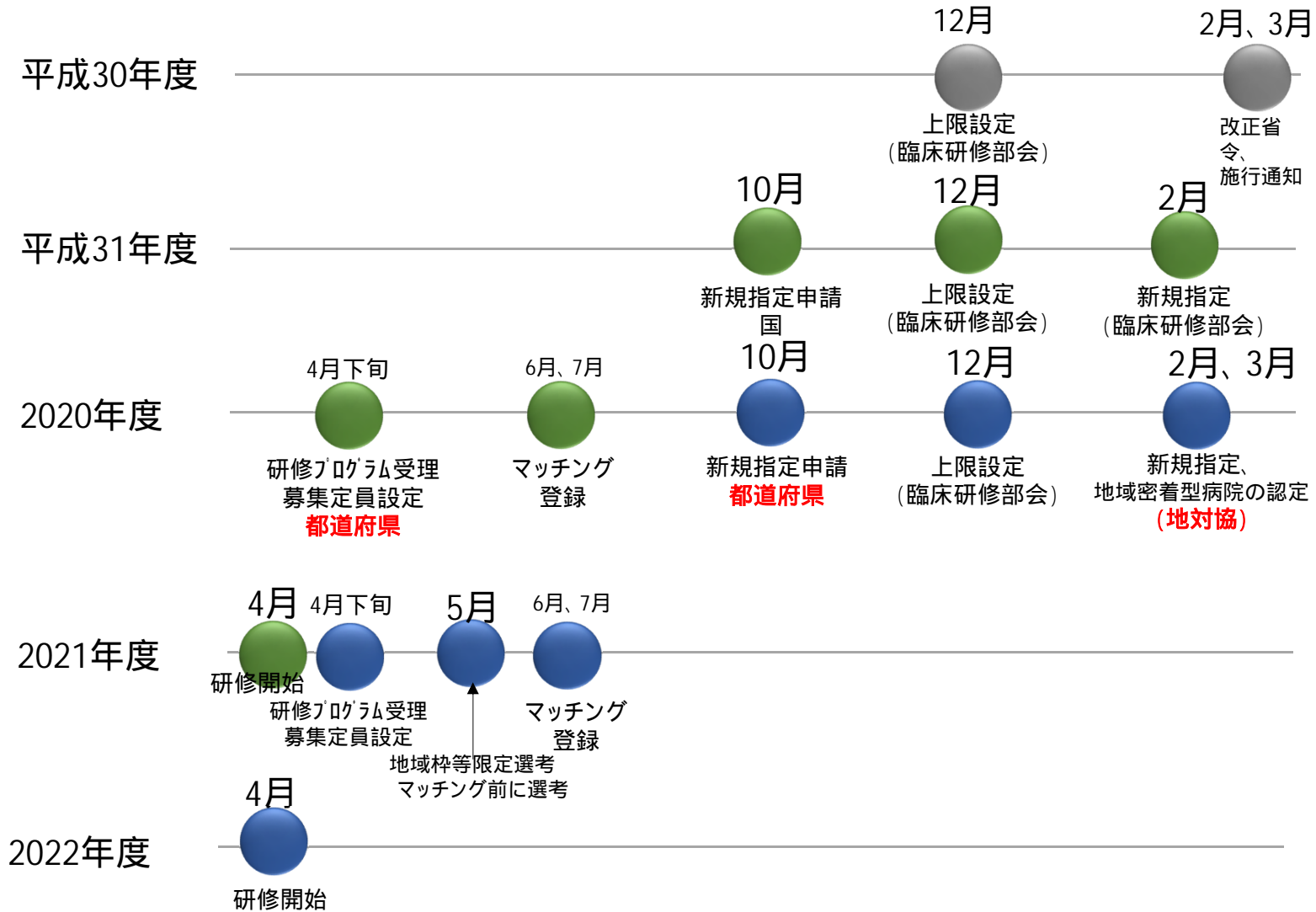
臨床研修病院の指定を受けようとする病院の管理者等は、管轄する都道府県又は地方厚生局に必要な相談・質問等ができる。

地方厚生局は、臨床研修の実施に関し、特に必要があると認めた場合には、該当する都道府県又は臨床研修病院の管理者に対し、技術的助言や情報の提供を求める等、適切に対応するよう努める。

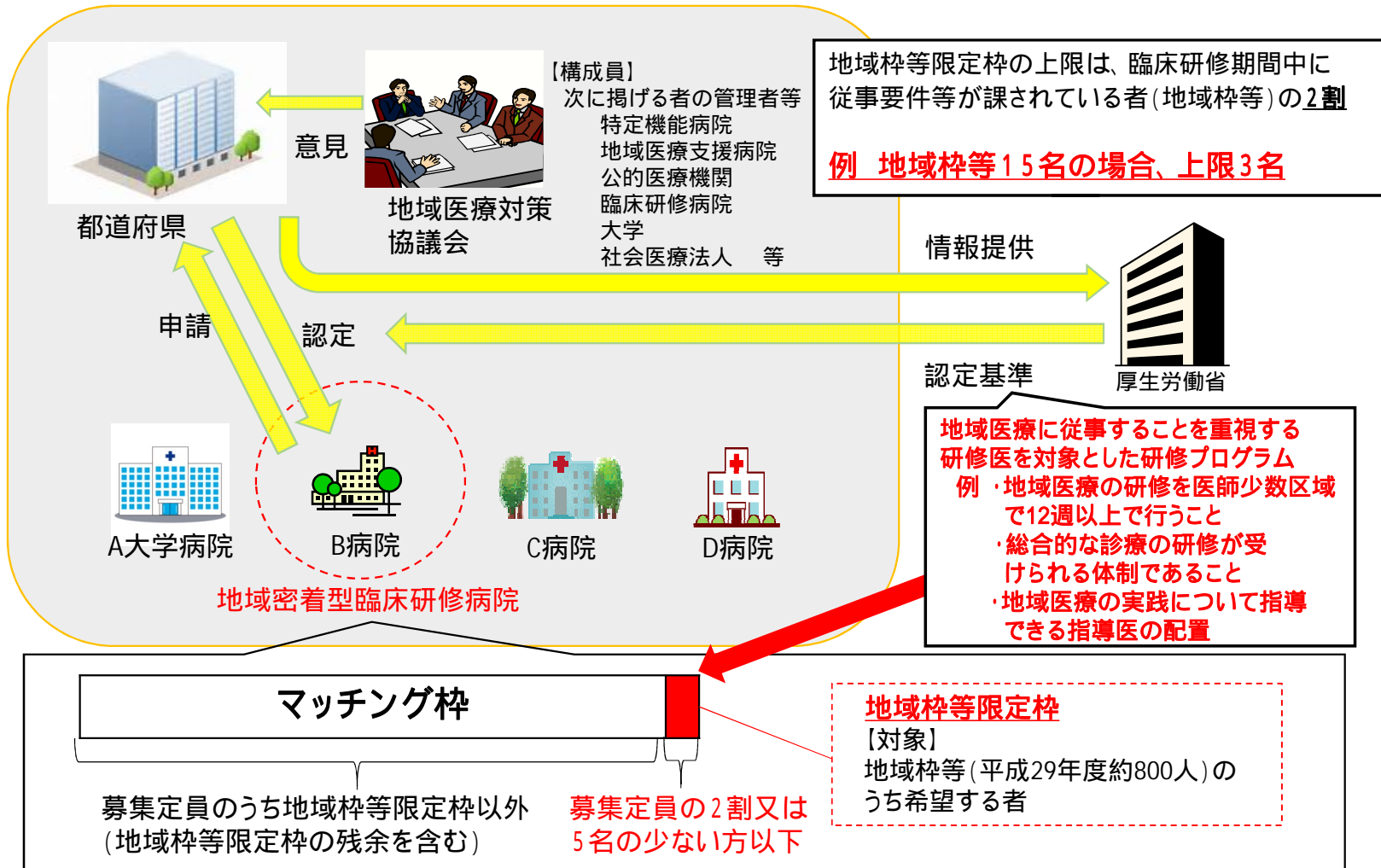
施行期日

令和2年(2020年)4月1日

指定等権限の移譲に伴う事務実施スケジュール(イメージ)



地域密着型臨床研修病院における地域枠等限定選考（イメージ）



「地域枠等限定選考」に係る施行通知文書の規定（平成31年3月29日医政発0329第23号）（抄）

5 臨床研修病院の指定の基準

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。

(キ) **都道府県知事が次の手続きを行うことを条件に認定した基幹型臨床研修病院(以下「地域密着型臨床研修病院」という。)**は、**地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「地域医療重点プログラム」という。)を設けることができる**こと。

地域密着型臨床研修病院の認定を希望する基幹型臨床研修病院の開設者は、地域医療重点プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、申請書を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。

申請書には、当該病院の地域医療重点プログラムを添付すること。

都道府県知事は、の申請が適当と認める場合、当該プログラムの研修医を募集する年度の前年度末までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該病院を地域密着型臨床研修病院と認定すること。

の認定に当たっては、当該病院の研修体制が充実していると認められること、**医師少数区域における地域医療の研修が12週以上であり、臨床研修終了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること等**が満たされていることを確認すること。

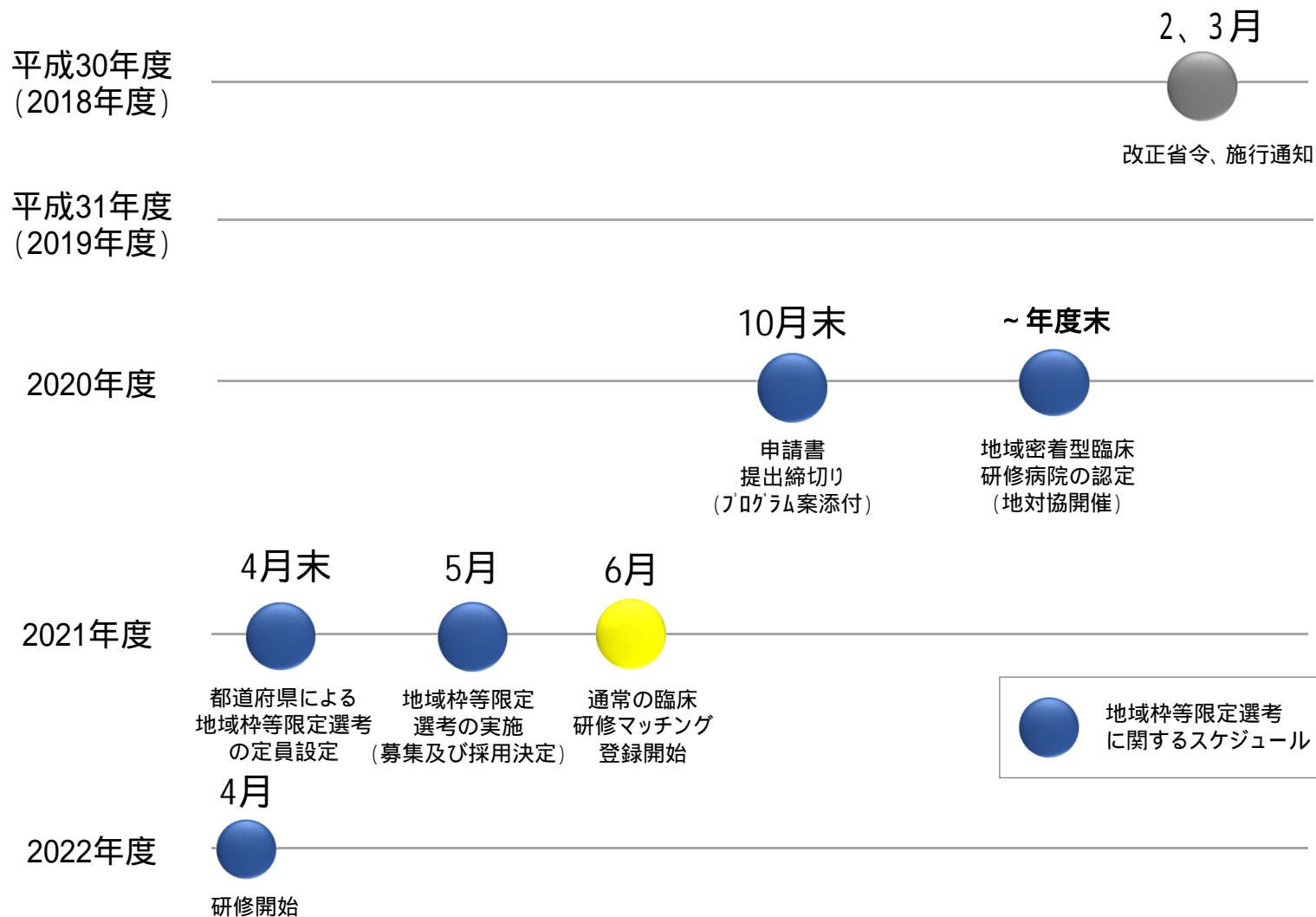
地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、**当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は、**当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、**医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に行うこと(以下「地域枠等限定選考」という。)ができる**こと。

の当該都道府県内の**地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、当該都道府県において臨床研修中に従事要件等が課されている者の2割以内**とすること。

都道府県知事は、認定した地域密着型臨床研修病院が、前述の基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができること。

都道府県知事は、地域密着型臨床研修病院を認定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を厚生労働大臣に通知すること。

地域枠等限定選考におけるスケジュール(イメージ)



基礎研究医プログラムのイメージ

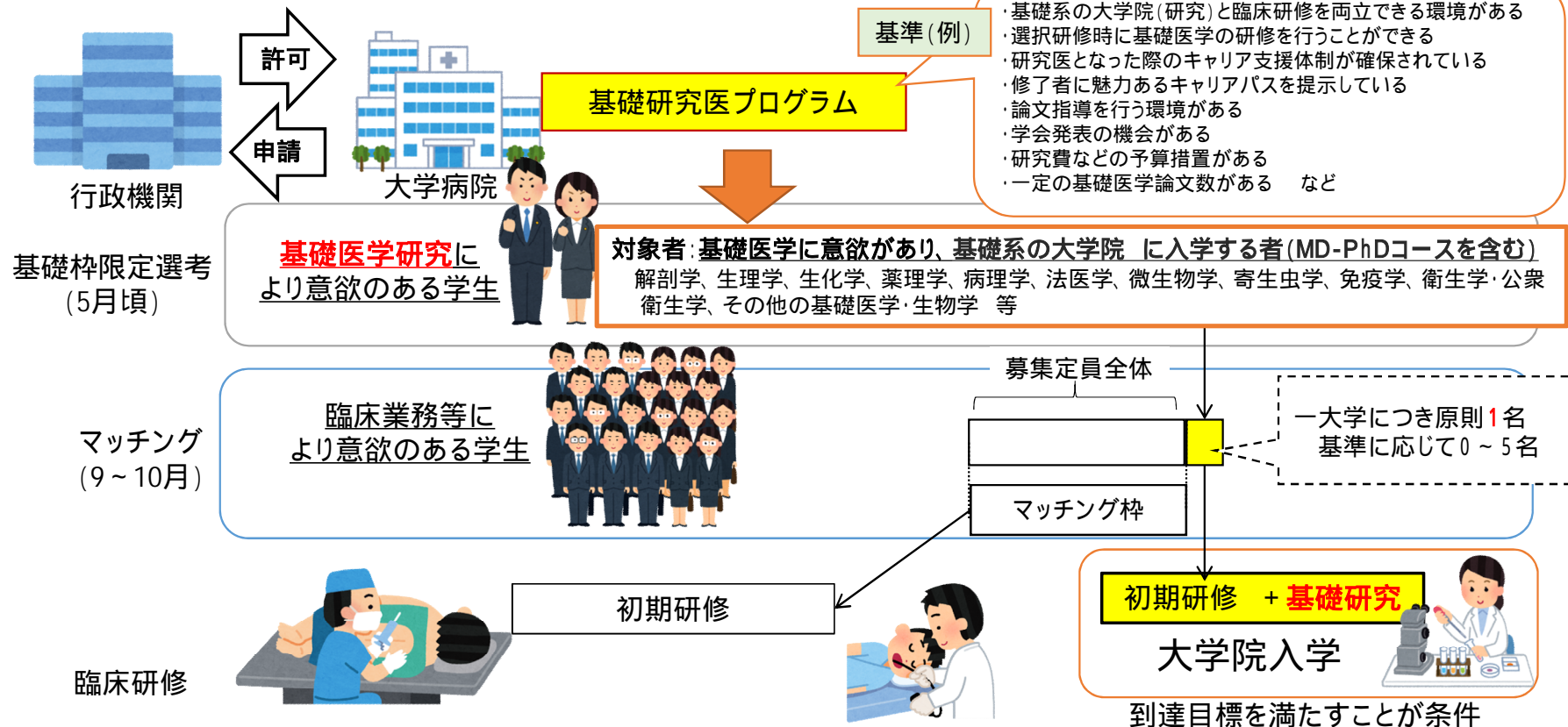
現状と課題

基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合が低下

基礎医学論文数は、国際的にみて日本は低調であり、**基礎研究分野の国際競争力は相対的に低下傾向**。
 基礎医学研究を行う医師であっても、**診療(健康診断等を含む)を行う場合は、臨床研修を修了する義務**がある。
 臨床研修病院の募集定員については、**基礎医学に従事する予定の医師も含め設定**されている。

対応案

基礎医学に従事する医師を対象に、臨床研修と基礎研究を両立するための**基礎研究医プログラムの設置**
 基礎研究医プログラムの定員については、**一般のマッチング枠・募集定員とは別枠で設置**



「基礎研究医プログラム」に係る施行通知文書の規定(平成31年3月29日医政発0329第23号)(抄)

5 臨床研修病院の指定の基準

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること

(ク) 過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院(本院に限る)は、次の手続きを行うことを条件に、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム(以下「基礎研究医プログラム」という。)を設けることができること。

基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年の10月31日までに、プログラム設置に関する届出書(様式7-2)を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。

基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。

- () プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
 - () 選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること。
 - () 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
 - () 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出すること。
 - () 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。
- 届出書には、当該病院の基礎研究医プログラムと の要件及び の基準を満たしていることを証明する書類を添付すること。
都道府県知事は、 の届出内容を提出のあった年度の11月30日までに厚生労働大臣に情報提供すること。

基礎研究医プログラムの届出に当たり、募集定員は、原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とする。

- () 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
- () 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
- () 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
- () 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を越えていること。
- () 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。

都道府県知事は、当該プログラムの研修医を募集する年度の4月30日までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該プログラムの募集定員を定め、当該病院に通知すること。

当該プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことができること。

基礎研究医プログラムの採用イメージ (2022年度分)

